


開催・平成29年3月29日

所管部課	総務部職員課	部長	広沢 光政			
件名	東大和市職務に専念する義務の免除の申請手続についての全部改正について		区分		1 審議事項 <input type="radio"/>	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
1. 要旨						
1) 改正の要旨 東大和市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和40年条例第1号）第2条第2号及び第3号に規定する、職務に専念する義務の免除の承認の申請手続について、実態に合わせた見直しを行う。						
2) 主な改正点 ・総括責任者が専念義務の免除の承認の申請者である場合において、現に専念義務の免除を受けることとなる職員は、あらかじめ、上司の承認を得なければならない文言の追加 ・様式等については、市長が別に定めることとする。						
3) 施行日等 平成29年4月1日						
4) 影響及び効果 職務に専念する義務の免除の申請手続について、より実態に即した規定となる。						
2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課審査済						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに改正の手続きを進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。